

国立大学法人高知大学感謝状贈呈規則

平成 22 年 10 月 27 日
規 則 第 41 号

最終改正 令和 7 年 1 月 20 日規則第 53 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の学生（幼児、児童及び生徒を含む。以下同じ。）又は職員への善意・善行及び本学の発展のために寄与した個人若しくは団体に対し、学長が行う感謝状の贈呈に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(贈呈の基準)

第 2 条 感謝状を贈呈されるもの（以下「被贈呈者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学学生に対し、継続的な精神的援助を与えたもの
- (2) 本学学生の課外活動の充実・発展に貢献したもの
- (3) 本学学生の奨学育英に貢献したもの
- (4) 本学学生及び職員の福利厚生に貢献したもの
- (5) 本学学生及び職員の生命、身体の危険等防止に貢献したもの
- (6) 本学の教育、研究、社会連携及び国際交流の発展に貢献したもの
- (7) 本学の教育・研究環境の整備に貢献したもの
- (8) 本学の運営のため、相当額の寄附を行ったもの
- (9) その他学長が適当と認めたもの

(被贈呈者の選考)

第 3 条 被贈呈者の選考は、学長又は理事の推薦に基づき、役員会の議を経て、学長が決定する。

(感謝状の贈呈)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき、感謝状の贈呈を決定したときは、速やかにこれを行う。また、感謝状の贈呈にあわせて、記念品を贈呈することができる。

(特別感謝状)

第 5 条 学長は、第 3 条の規定による被贈呈者のうち、特に多大な貢献があったと認めるものに対し、特別感謝状を贈呈することができる。

(事務)

第6条 感謝状の贈呈に関する事務は、総務部総務課及び贈呈事由に係る部課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年10月27日から施行する。

附 則 (平成24年10月24日規則第42号)

この要項は、平成24年10月24日から施行し、平成24年1月23日から適用する。

附 則 (令和7年1月20日規則第53号)

この規則は、令和7年1月20日から施行する。